

低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作の業務)

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第4号により、低圧電気取扱の業務に労働者を就かせる時は、特別教育を行わなければならないことが義務付けられております。

この講習は、100V、200Vの配線等での感電の危険のある作業に必要な資格であり、電気事業法による電気主任技術者や電気工事士の資格とは別にこの教育が必要です。

当協会では、事業者に代わって下記により低圧電気取扱業務に係る特別教育を実施いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

《特別教育を必要とする低圧電気取扱業務とは》

低圧(直流にあつては750V以下、交流にあつては600V以下である電圧をいう)の充電電路の敷設もしくは修理の業務または配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務。

1. 日 程：平成30年10月12日(金)
2. 時 間：8:20~17:30(集合受付 8:00 オリエンテーション 8:20)
3. 会 場：サンパルク2F会議室(釜石市上中島町2-7-36 TEL:0193-55-4380)
4. 受講料：会 員 8,262円(税込) (受講料 7,560円 テキスト代 702円)
非会員 9,342円(税込) (受講料 8,640円 テキスト代 702円)
5. 申込方法：受講申込書に所定事項を記入し、受講料、テキスト代等を添えてお申込み下さい。(FAX可)
※銀行振込みの場合は、下記口座へお振込み下さい。※お振込み手数料はご負担願います。

岩手銀行釜石支店 (普) 0257116 (公財)岩手労働基準協会釜石支部

6. 定 員：30名
7. 締 切 日：10月2日(火) 但し定員になり次第締切ります。
8. キャンセルの取扱：※10月5日(金)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。

9. カリキュラム

時 間	講 習 科 目
8:20~ 8:30	オリエンテーション
8:30~ 9:30	低圧の電気に関する基礎知識
9:30~11:35	低圧の電気設備に関する基礎知識
11:35~13:25	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
13:25~15:25	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
15:30~16:30	関係法令
16:30~17:30	実技(開閉器の操作)

※ 休憩 10:30~10:35、昼食 12:00~12:50、休憩 15:25~15:30

※集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められません。ご注意ください。

10. 申 込 先：〒026-0041 釜石市上中島町2-7-36

(公財)岩手労働基準協会釜石支部 電話：0193-55-4380 FAX：0193-55-4381

11. その他：

- (1) 受講票は、後日郵送いたします。講習日3日前までに届かない時は、当支部へご連絡ください。
- (2) 所定の時間を受講した方に『修了証』を、事業場には『受講修了者証明書』を交付いたします。
- (3) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (4) 筆記用具、昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・スーパーがあります)

低圧電気取扱業務特別教育(開閉器の操作の業務)受講申込書

平成30年10月12日(金)

No. _____

フリガナ		生年月日	昭和・平成		
氏名			年	月	日
現住所	〒				
			TEL () () ()		
			FAX () () ()		

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務先	所在地	〒			TEL () () ()
					FAX () () ()
	事業場名				担当者名
					内線 ()
※該当箇所にお印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員	非会員	受講料振込予定日	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日	

平成 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

当日連絡できる電話番号 (- -)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉 ●氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に ご記入下さい。(鉛筆書き不可) ●忘れずに <u>担当者名</u> をご記入下さい。 ●申込書に記入された個人情報に係る事項は、 本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。

受付印